

税理士開業と再就職

平成 23 年 2 月

東 京 国 税 局

「国税庁職員の税理士業務に係る顧問契約等を前提とした在職中の禁止行為に関する訓令（平成 22 年 1 月 22 日付）」が発遣され 1 年が経過しました。

これまで、訓令やそれに関連する国家公務員法上の再就職規制について、職場研修の実施や服務通信などの資料の回覧等により周知されているところですが、その中で訓令等に関し質問が寄せられました。

そこで、今回寄せられた質問を基に、本訓令の用語解説やチェックポイント等を掲載した冊子を取りまとめました。

今後、本冊子を十分に活用していただきますようお願いいたします。

なお、不明な点がありましたら、関係各課へ照会してください。

○訓令及び国家公務員法関係・・・人事二課服務係（内線 2 1 1 9）

○税理士法関係・・・・・・・・・・総務課税理士係（内線 2 0 4 3）

目 次

	(頁)
○ 訓令	1
○ 訓令中の用語解説	2
○ 禁止行為の具体例	3
○ 再就職規制	7
○ 再就職チェックシート	9
○ 退職後の進路選択に際しての規制関係	1 1
○ 庁訓令及び国公法に定める在職中の禁止行為	1 2
○ 税理士の登録区分別：比較表	1 3

(注)法令等の略語は次による。

国公法：国家公務員法

訓 令：国税庁職員の税理士業務に係る顧問契約等を前提とした在職中の禁止行為に関する訓令

**国税庁職員の税理士業務に係る顧問契約等を前提とした
在職中の禁止行為に関する訓令**

(平成 22. 1. 22 国税庁訓令第 1 号)

改正 平成 22. 12. 10 国税庁訓令第 24 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、国税庁職員の離職後の顧問契約等に関し、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に定めるもののほか、職員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くことのないよう禁止事項等を定め、もって税務行政に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 営利企業等 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等及び個人事業主等並びにその顧問税理士（弁護士及び公認会計士を含む。）をいう。
- 二 顧問契約等 営利企業等と交わされる税理士業務を行うための契約、又はその契約と同等の効力を有する行為をいう。

(顧問契約等を前提とした在職中の禁止行為)

第 3 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、他の営利企業等、自己、他の職員又は職員であった者（以下「元職員」という。）に関する情報を提供すること。
 - 二 営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、契約条件等に関する情報の提供を依頼すること。
 - 三 営利企業等に対し、他の営利企業等、自己、他の職員又は元職員と顧問契約等を行うよう要求又は約束すること。
- 2 職員は、前項の規定のほか、営利企業等に対し、顧問契約等を目的とした行為との疑惑や不信を招くことのないよう、公私にわたり、その言動に十分に注意しなければならない。

(監督者の責務)

第 4 条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、日常の執務を通じた指導等により、前条の規定に関し、職員の注意を喚起するほか、職員の言動に十分な注意を払い、その防止に努めなければならない。

- 2 監督者は、職員が前条の規定に違反し、又はそのおそれがある行為を行った場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

附則

この訓令は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年国税庁訓令第 24 号）

この訓令は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

訓令中の用語解説

本訓令中「職員」

⇒ 国税庁本庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、税務大学校（地方研修所を含む。）及び国税不服審判所（支部を含む。）に勤務する者（任期付職員、再任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員を含む）。

※なお、国公法上の再就職規制に係る職員には、非常勤職員、臨時的任用職員及び条件付採用期間中の職員は含まれない。

第1条中「税理士法に定めるもの」

⇒ 本訓令に関係が深い条項は、第18条(登録)、第42条(業務の制限)、第52条(税理士業務の制限)、第53条(名称の使用制限)等である。

第2条一号中「国家公務員法第106条の2第1項に規定する営利企業等」

⇒ 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

第2条二号中「税理士業務を行うための契約」

⇒ 営利企業等から直接委嘱を受け、税理士業務を行うための契約、いわゆる顧問契約をいう。

第2条二号中「同等の効力を有する行為」

⇒ 「契約」の文言を伴わない「覚書」、「念書」等も含まれるほか、実質的に顧問契約が成立するものと認められる一切の行為をいう。なお、書面等の作成を伴わない「口約束」等も契約に含まれる。

第3条1項一号中「情報」

⇒ 氏名、退職予定時期、経歴、得意分野、税理士事務所所在地・連絡先等、顧問契約を結ぶに当たり参考となるものをいう。

第3条1項一号中「提供」

⇒ 差し出して相手の用に供することであり、書面に限らずデータや口頭等によるものも含まれる。

第3条1項二号中「契約条件等」

⇒ 業務内容、期間、顧問料・報酬額、勤務条件等、顧問契約を結ぶに当たり参考となるものをいう。

第3条1項三号中「約束」

⇒ ある物事について将来にわたって取り決めることで、先々のことや受身であっても該当する。

第3条2項中「公私にわたり」

⇒ 公務遂行（調査、処分等）中、勤務時間外の私的行為中を問わない。

第4条1項中「その防止」

⇒ 第3条に規定する「禁止行為」に触れることのないようにする。

第4条2項中「対処」

⇒ 事実確認、本人指導はもちろん、相手先企業への説明が必要となる場合も想定される。
また、緊急対応体制に準じた対応とし、速やかに局人事第二課服務係へ連絡する。

禁止行為の具体例

1 情報の提供

(第3条1項1号)

禁止

営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、他の営利企業等、自己、他の職員又は職員であった者に関する情報を提供すること。

※「顧問契約等」とは、営利企業等と交わされる税理士業務を行うための契約、又はその契約と同等の効力を有する行為をいいます。

【例1】 調査先企業から「国税0B税理士との顧問契約をしたいので、誰か紹介してほしい。」と依頼され、昔お世話になった先輩0B税理士を思い付き、経歴や事務所の連絡先を教えた。



【例2】 職員の父親(会社経営)から、息子である職員に「今度の決算後、現在の〇〇税理士が辞めることになった。お前の元上司で、法人税に詳しい税理士はいないか？」と言われた。職員は「それなら、税理士をやっている人はたくさんいるから紹介するよ。」と答え、〇〇0B税理士の情報を提供した。



【例 3】（営利企業等で作成した候補者リストを提示され）営利企業等から「このリストの中で●●関係に強い人は誰ですか？」と言われた。職員は「…（そっと指差した）。」



・「顧問契約等を目的」とした行為には、職員自らが主体的に営利企業等へ働き掛けを行うことだけでなく、営利企業等からの申し出に受動的に答える行為も含まれます。

2 情報提供の依頼

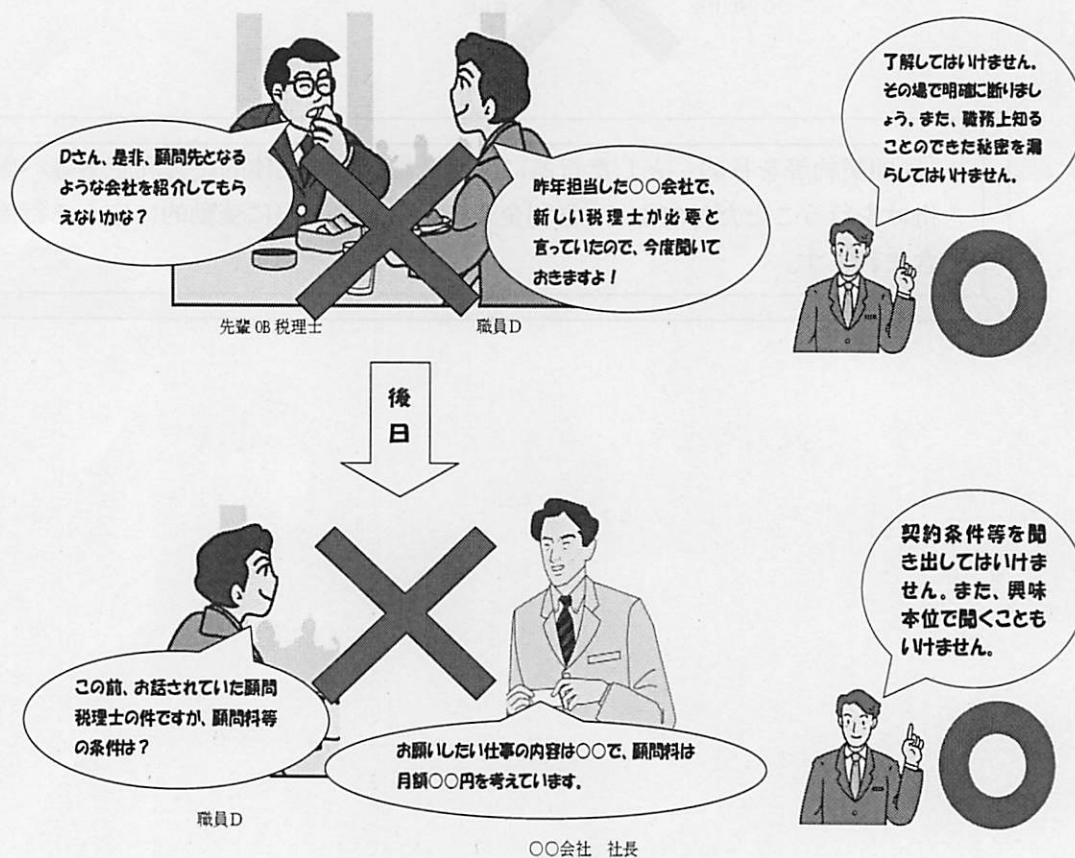
(第3条1項2号)

禁止

営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、契約条件等に関する情報の提供を依頼すること。

※「顧問契約等」とは、営利企業等と交わされる税理士業務を行うための契約、又はその契約と同等の効力を有する行為をいいます。

【例】 元先輩であったOB税理士から「どこか顧問先を紹介してもらえないだろうか。」と頼まれていたところ、たまたま税理士を必要としていた企業があったので、顧問料などの契約条件を聞き出した。



・「顧問契約等を目的」とした行為には、職員自らが主体的に営利企業等へ働き掛けを行うことだけでなく、営利企業等からの申し出に受動的に応える行為も含まれます。

3 顧問契約等の要求

(第3条1項3号)



営利企業等に対し、他の営利企業等、自己、他の職員又は元職員と顧問契約等を行うよう要求又は約束すること。

※「顧問契約等」とは、営利企業等と交わされる税理士業務を行うための契約、又はその契約と同等の効力を有する行為をいいます。

【例】 退職後に税理士開業を予定している職員が、過去に自分が調査した企業を訪問し、自分が将来退職した後に、自分を顧問として契約してもらえるよう依頼した。



・「約束すること」には、職員自らが主体的に営利企業等へ働き掛けを行うことだけでなく、営利企業等からの申し出に受動的に答える行為も含まれますので、それに応答することなく、明確に断ることが必要です。



再就職規制

国公法には、再就職あっせん規制、現職職員（非常勤職員、臨時的任用職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）の求職活動規制等が定められています。

○ 再就職に関する制度の概要（現職職員を対象とするもの）

1 再就職あっせんの規制（国公法第106条の2関係）

職員が、営利企業等（P10の※2）に対して、他の職員又は職員であった者（以下「元職員」という。）を、当該営利企業等の地位に就かせることを目的として、職員又は元職員に関する情報を提供し、地位に関する情報の提供を依頼し、又は地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することは禁止されています。

・職員が、営利企業等に対して、他の職員又は元職員を、当該営利企業等の地位に就かせることを目的として、再就職あっせんを行うことは厳しく規制されています。

2 在職中の求職（求職活動）の規制（国公法第106条の3関係）

職員が、利害関係企業等（P10の※1）に対して当該営利企業等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、地位に関する情報の提供を依頼し、又は地位に就くことを要求し、若しくは約束することは禁止されています。

職員自らが再就職先を開拓するに当たり、再就職先が「利害関係企業等（P10の※1）」に該当しない場合には、当該営利企業等の地位に就くことを目的として、求職活動を行うことができます。

また、再就職先が「利害関係企業等」に該当する場合でも①求職承認申請書が承認された場合、又は②職員が税務職4級以下である場合には、当該営利企業等の地位に就くことを目的として、求職活動を行うことができます。

なお、求職活動を行う場合には、再就職チェックシート（P9～10）を活用し、必要な手続きを確認してください。

※不明な点については局人事第二課服務係に照会してください。

3 在職中に再就職の約束をした場合の届出（国公法第106条の23関係）

職員が在職中に再就職の約束をした場合には、所属長を経由して局人事第二課服務係に速やかに届出を提出してください。

※再就職先は、営利・非営利を問いません（税理士法人への就職を含みます。）。

【参考】

1 離職した職員を対象とするもの

離職後2年間の元管理職職員による届出（国公法第106条の24関係）

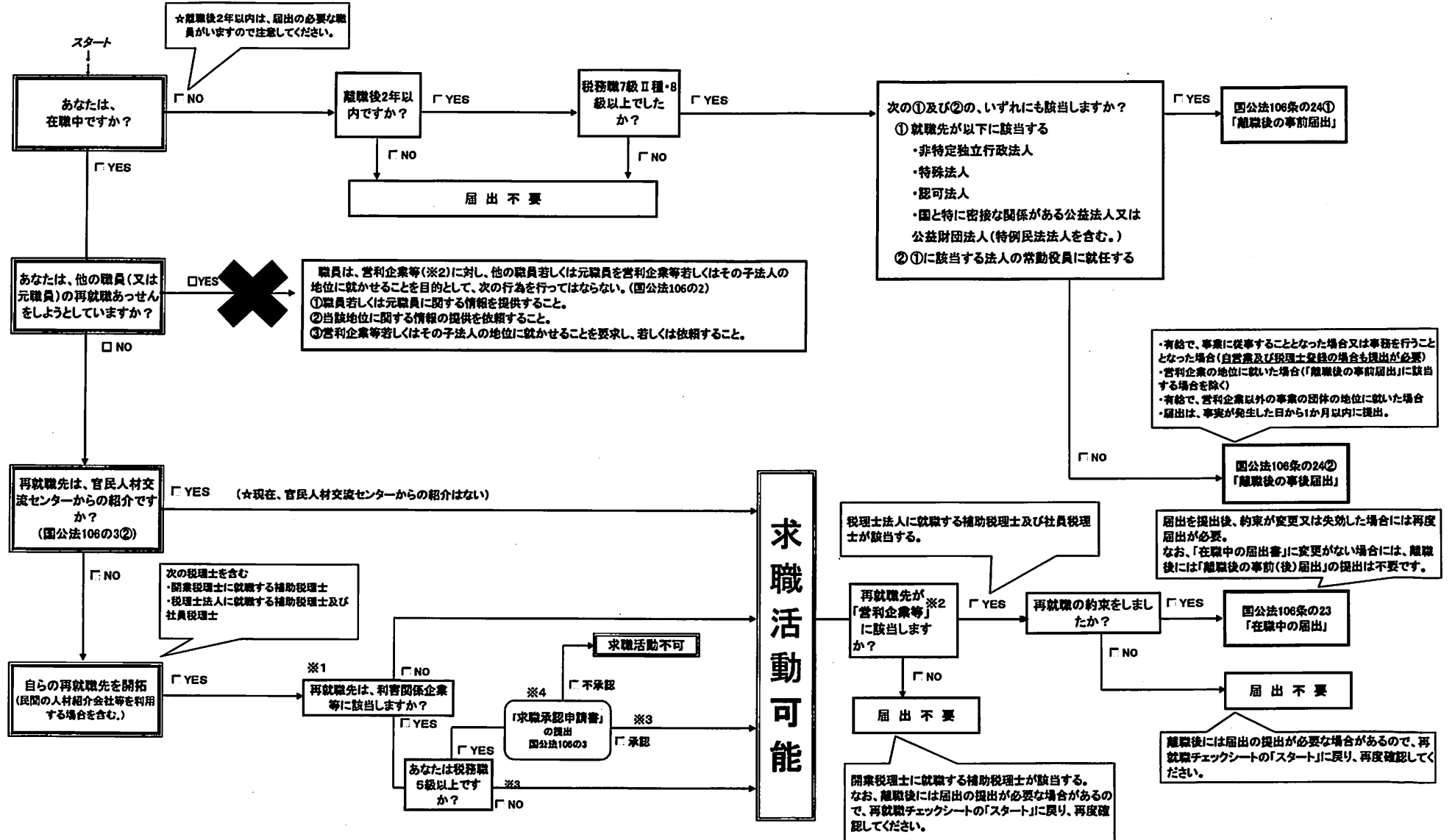
管理職職員（税務職7級Ⅱ種以上）であった者が、離職後2年間に、非特定独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益社団法人又は公益財団法人（特例民法法人を含む。）の役員等の地位に就こうとする場合には事前の届出が必要となりますので、局人事第二課服務係あて連絡してください。

また、管理職職員であった者が、離職後2年間に、①有給で営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合、②有給で事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合又は③営利企業の地位に就いた場合は、離職時の任命権者に「管理職職員であった者が再就職した場合の届出」を1か月以内に提出する必要があります。

2 職務に専念する義務（国公法第101条1項）

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

○再就職チェックシート



※1「利害関係企業等」とは、職員が職務として携わる事務ごとに、以下の営利企業等が該当します。

- ①許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、申請をしている営利企業等、申請をしようとしていることが明らかである営利企業等 ⇒ 青色申告の承認、電子帳簿保存の承認等が含まれる。
- ②補助金等の交付を受けて事務事業を行っている営利企業等、交付の申請をしている営利企業等、交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- ③立入検査、監査又は監察(検査等)を受けている及び受けようとしていることが明らかである営利企業等(検査等の実施計画の作成等に携わる職員は、当該検査等を受ける営利企業等) ⇒ 税務調査、滞納処分、犯則取締、酒類業組合、納税貯蓄組合及び税理士に対する質問・検査並びに審査請求の審理のための質問・検査等が含まれる。
- ④不利益処分をしようとする場合の名あて人となるべき営利企業等 ⇒ 更正・決定処分、加算税等の賦課決定、青色申告の承認の取消等が含まれる。
- ⑤法令の規定に基づく行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- ⑥契約(電気・ガス・水道等の契約を除く。)を締結している営利企業等(総額が2千万円未満である場合を除く。)、申込みをしている営利企業等、申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等
- ⑦犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等、公訴の提起を受けている被告人である営利企業等、刑の執行を受ける営利企業等

※2「営利企業等」とは、国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く、すべての「営利企業」及び「営利企業以外の法人」をいう。

※3「利害関係企業等への求職活動」とは、利害関係企業等に対し次の行為をすることです。

当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、

- ①自己に関する情報を提供すること。
- ②当該利害関係企業等又はその子法人の地位に関する情報提供を依頼すること。
- ③再就職することを要求又は約束すること。

以上、※3①～③に掲げる情報の提供等を行うことができるのは、求職活動可能となる場合のみである。なお、次に掲げる行為は、庁訓令(22.1.22 付)において、在職中の禁止行為となっている。

《国税庁職員の税理士業務に係る顧問契約等を前提とした在職中の禁止行為に関する訓令》平成 22.1.22 付(平成 22. 12.10 付改正)

イ 営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、他の営利企業等、自己、他の職員又は職員であった者(以下「元職員」という。)に関する情報を提供すること。

ロ 営利企業等に対し、顧問契約等を目的として、契約条件等に関する情報の提供を依頼すること。

ハ 営利企業等に対し、他の営利企業等、自己、他の職員又は元職員と顧問契約等を行うよう要求又は約束すること。

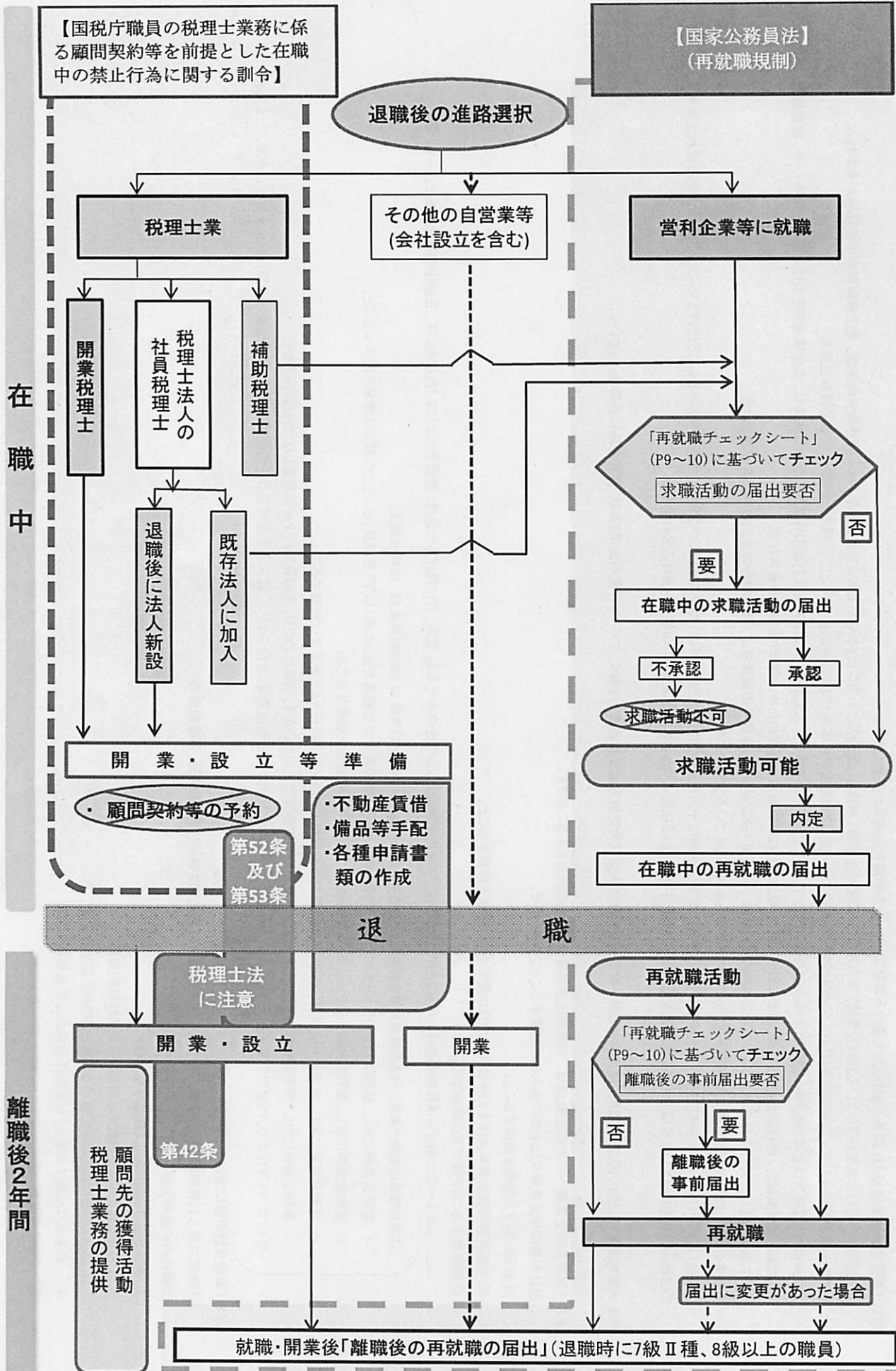
ニ 営利企業等に対し、顧問契約等を目的とした行為との疑惑や不信を招くことのないよう、公私にわたり、その言動に十分に注意しなければならない。

※イ、ロ、ハ及びニでいう営利企業等とは、国公法第 106 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等(上記※2)に、個人事業主等及びその顧問税理士(弁護士及び公認会計士を含む。)を加えたものをいう。

※4「求職承認申請に添付する書類」

- ①申請に係る利害関係企業の事業内容を明らかにする資料(定款又は寄付行為、組織図、事業報告等)
- ②職務内容証明文書
- ③(親族からの要請に応じて就職する場合)
 - イ:利害関係企業等を経営する親族からの要請証明文書
 - ロ:職員と利害関係企業を経営する親族との続柄を証する文書
- ④(一般募集に応募する場合)利害関係企業の従業員等募集文書
- ⑤その他参考資料

【退職後の進路選択に際しての規制関係】



庁訓令及び国公法に定める在職中の禁止行為

項 目	国税庁訓令【禁止行為】	国家公務員法【再就職規制】	
対象行為	税理士業務に係る顧問契約等	他の役職員についての就職の依頼等	自己の在職中の求職
根拠条文等	平22.1.22付 国税庁訓令第1号	国公法第106条の2	国公法第106条の3
対象者	全職員	全職員（非常勤職員、臨時的任用職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）	税務職5級以上の職員
相手方	営利企業等、個人事業主等、顧問税理士（弁護士及び公認会計士を含む。）	営利企業等	利害関係企業等
禁止行為	①自己や他の職員等の情報提供 ②情報提供依頼 ③顧問契約等の要求、約束 ④疑惑や不信を招く行為	①他の職員等の情報提供 ②情報の提供依頼 ③就職の要求、依頼	①自己に関する情報提供 ②情報の提供依頼 ③就職の要求、約束
除外規定	なし	①職業安定法上等の事務に関するもの ②独法等への出向に係るもの ③官民人材交流センターが行うもの	①独法等の出向者が出向元に行うもの ②局組織等の意思決定の権限を有しない官職の者 ③センターから紹介された企業等への就職について行うもの ④内閣総理大臣等の承認を受けたもの
備 考	監督者の責務として、①注意喚起及び未然防止に努める、②違反行為に対しては迅速かつ適切に対処することが規定されている。		

税理士の登録区分別 :比較表

離職後の税理士の登録区分		訓令上の禁止行為の例(在職中)	国家公務員法(再就職規制)の適用	税理士法の制限
開業税理士	① 単独で事務所を開業して業務を行う。	・ 自己開拓(第3条のすべてに該当) ※ 訓令第3条1項三号に該当するような行為は、税理士法第52、53条にも抵触する。	求職承認(108条の3)⇒不要(規制の対象外) 在職中の届出(108条の23)⇒不要(規制の対象外) 離職後の事後届出(108条の24)⇒必要(規制の対象)	・ 離職後1年間は、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について税理士業務を行ってはならない。 (第42条に該当)
	② 他の開業税理士の事務所と同一所在地に事務所を開業して業務を行う。 (欄外に[参考事項]あり)	など		
補助税理士	① 開業税理士の補助税理士として業務を行う。	・ 職員が、開業税理士と顧問契約するよう〇〇会社に要求・依頼すること。 (第3条1項三号に該当)	「再就職」に該当 (指揮命令下の使用人として、雇用関係が生じる) 求職承認(国公法108条の3)⇒不要(規制の対象外) 在職中の届出(108条の23)⇒不要(規制の対象外) ※ 「営利企業等」にいう「営利企業」にも「営利企業以外の法人」にも該当しないため。 離職後の事後届出(108条の24)⇒必要(規制の対象)	・ 開業税理士の関与先のうち、離職後1年間は、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について税理士業務を行ってはならない。 (第42条に該当) (基通達42-5)社員税理士又は補助税理士は、法第42条の規定に抵触する事件については、従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、該当する税理士は税理士業務を行うことはできないことに留意する。
	② 税理士法人の補助税理士として業務を行う。	・ 職員が、税理士法人と顧問契約するよう〇〇会社に要求・依頼すること。 (第3条1項三号に該当)		
社員税理士	① 同時期に離職した者と税理士法人を新たに設立して業務を行う。	・ 自己開拓(第3条のすべてに該当) ※ 訓令第3条1項三号に該当するような行為は、税理士法第52、53条にも抵触する。	求職承認(国公法108条の3)⇒不要(規制の対象外) 在職中の届出(108条の23)⇒不要(規制の対象外) 離職後の事後届出(108条の24)⇒必要(規制の対象)	・ 離職後1年間は、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について、税理士業務を行ってはならない。 (第42条、基通達42-5に該当) ・ 開業税理士の関与先が税理士法人へ引き継がれることになるが、離職後1年間は、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について税理士業務を行ってはならない。 (第42条、基通達42-5に該当)
	② 既に開業している税理士と税理士法人を新たに設立して業務を行う。	など		
	③ 既存の税理士法人の社員税理士として業務を行う。	・ 職員が、税理士法人と顧問契約するよう〇〇会社に要求・依頼すること (第3条1項三号に該当)	「再就職」に該当 (既存の法人の地位に就く行為) 求職承認(国公法108条の3)⇒必要(規制の対象) 在職中の届出(108条の23)⇒必要(規制の対象) 離職後の事後届出(108条の24)⇒必要(規制の対象)	・ 税理士法人の関与先のうち、離職後1年間は、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について税理士業務を行ってはならない。 (第42条、基通達42-5に該当)

【参考事項】

共同事務所	開業するに当たり、他の開業税理士と同一所在地に事務所を設置し、家賃を応分負担する約束	顧問契約等に該当しない(不動産賃貸借契約である)ため訓令には抵触しない。 ※ 顧問先の譲受け(紹介)等の話が加われば、禁止行為となる(第3条に該当)	再就職等に該当しない。(規制の対象外)	税理士の登録を受けるまでの期間は、 ①名刺、表札、挨拶状等に税理士の名称を使用する ②事務所予定地に税理士事務所の看板掲げる ③税理士業務の受託又は予約をすることはできない。(税理士法第18、52、53条に該当)
-------	--	---	---------------------	---